

事務所通信 一期一会

Progress
～進歩～

令和2年3月号（広告）
2020年3月1日発行
三宅税理士法人
代表社員 三宅孝治
（中国税理士会 倉敷支部会員）
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第154号
発行担当者：山本 幸子

まだ三月もはじめだというのにこの暖かさ、早い春の訪れに心も晴れやかです。最近では新型コロナウイルスが世間を騒がせていますが、皆様はお変わりなくお過ごしでしょうか。

所得税の確定申告もいよいよラストスパートの時期に入りました。私は事務所に入って初めての確定申告になりますので、初めて見る書類や言葉に戸惑いながらも非常に勉強になる毎日を過ごしています。申告期限まで気を抜かず頑張りしたいと思います。

今月のテーマ：NISA制度の見直し・延長

今回のテーマは令和2年度税制改正のうち、NISA制度の見直し・延長について解説をしたいと思います。「人生100年時代」を迎え、高齢期における就労の拡大や働き方の多様化に対応した制度が見直されています。その中でも家計の安定的な資産形成を促進する観点から、NISA制度全体を見直す中でつみたてNISAを延長し、少額からの積立・分散投資を促進していこうというものです。

NISAは平成26年1月から開始となりその都度改正がありました。今回はNISA制度全体が見直されます。現行のNISAには、一般NISA、つみたてNISAそしてジュニアNISAの3種類があります。一般NISAとジュニアNISAは最大5年間、つみたてNISAは20年間について、非課税口座内の配当や譲渡益が非課税とされるものです。

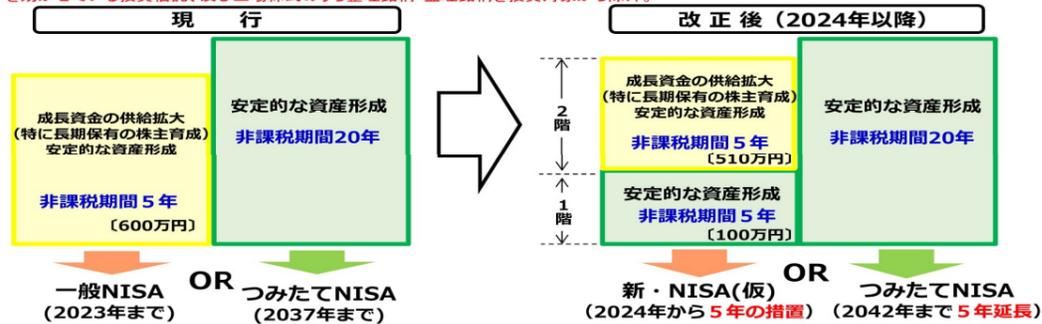
今回の改正では、つみたてNISAは、非課税期間が2042年まで5年間延長されることになりました。当面の20年間の非課税期間を確保したということです。一般NISAは、令和6年（2024年）から新NISAになります。新NISAというのは、公募等株式投資信託の受益権（1階部分）と上場株式等（2階部分）を別勘定で区分して管理するものです。従来的一般NISAではこれらは一つの勘定で管理されていました。新NISAは簡単に言えば、一般NISAとつみたてNISAが合体したようなものです。ただ、一部の例外を除き、公募等投資信託の受益証券（1階部分）を受入れていないと、上場株式等（2階部分）の受入れはできません。2023年までに開設した一般NISAは一般NISA口座でのロールオーバー（乗り換え）はできなくなります。

適用時期について、新NISAは2024年1月1日から2028年12月31日まで、つみたてNISAは2042年まで5年間延長されます。ジュニアNISAは、利用実績が乏しいことから延長せず、新規の口座開設は2023年末までとなりました。

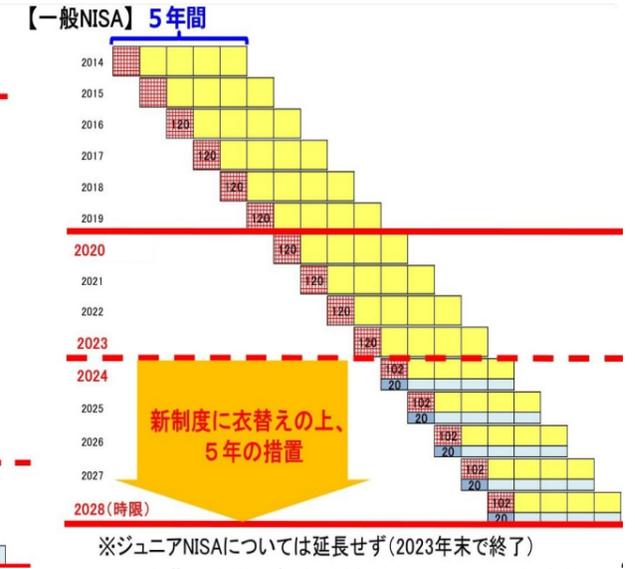
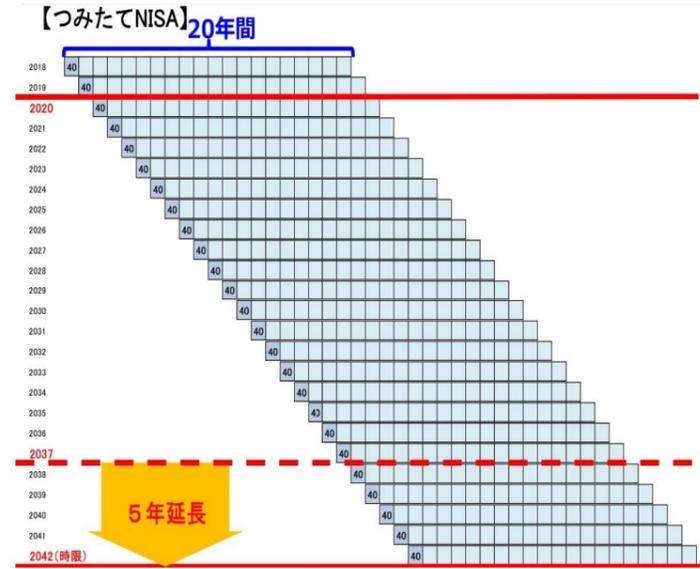
NISA改正のイメージ

	新・NISA（仮称）（2024年から5年間） <small>（いずれかを選択）</small>	つみたてNISA（5年間延長）
年間の投資上限額	2階 102万円 1階 20万円 ※より多くの国民に積立・分散投資を経験してもらうため、原則として、2階の非課税枠を利用するためには1階での積立投資を行う必要。 ※例外として、成長資金の供給拡大（特に長期保有の株主育成）の観点から、NISA口座を開設していた者又は投資経験者が2階で上場株式のみに投資する場合は、1階での積立投資は不要。	40万円
非課税期間	2階 5年間 1階 5年間（終了後は「つみたてNISA」への移行可能）	20年間
口座開設可能期間	令和5年（2023年）まで ⇒ 令和10年（2028年）まで（5年間措置）	令和19年（2037年）まで ⇒ 令和24年（2042年）まで（5年間延長）
投資対象商品	2階 上場株式・公募株式投資信託等（注） 1階 つみたてNISAと同様（積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等）	積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等

（備考）「ジュニアNISA」は延長せずに、現行法の規定どおり2023年末で終了。
（注）レバレッジを効かせている投資信託、及び上場株式のうち整理銘柄・監視銘柄を投資対象から除外。



出典：令和2年度税制改正について（金融庁）



昨年は老後資金2000万円問題が話題になりましたが、自分自身でいかに老後資金を確保していくかが今後は重要になってくると思います。NISA以外にも今回の税制改正で、iDeCo（イデコ）も加入可能年齢の引き上げなど一部改正がありました。節税効果のあるNISAやiDeCoを上手に利用することで、より有効な運用を行うことができるため注目を集めています。

現在、税制改正大綱の段階です。国会で閣議決定がされるまでに変更の可能性がございますので、ご注意ください。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への支援策について

金融機関や商工会議所などでは、新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業所様に対し、資金繰り支援や雇用調整助成金の支給要件緩和、経営相談窓口の開設などがされています。早めに金融機関や商工会議所等にご相談されますことをおすすめいたします。

お知らせ

税務相談の新しいチャネルとして、国税庁ホームページに「チャットボット」が令和2年1月15日（水）から令和2年3月31日（火）まで試験導入されます。チャットボットとは、「チャット(会話)」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、利用者が知りたい情報について、メニューの選択や、フリーワード(話し言葉、キーワードなど)を入力すると、AI(人工知能)を活用して自動で回答を表示するシステムです。チャットボットをご利用いただくことにより、税に関する疑問を曜日や時間に関係なく24時間いつでも気軽に質問できますので、ぜひ一度アクセスしてみてくださいね。

チャットボット
ふたばさん



< Visionのご案内 >

毎月開催中の経営計画書作成セミナー：Vision
今月の開催日は3月19日（木）です。経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
3月19日（木）	1・2・3・4月決算法人様	3月13日（金）
4月9日（木）	2・3・4・5月決算法人様	4月3日（金）
5月14日（木）	3・4・5・6月決算法人様	5月8日（金）

< 3月カレンダー >

10	火	*2月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
16	月	*所得税の確定申告期限及び納付期限（振替納税は4月21日）
		*贈与税の確定申告期限及び納付期限
		*個人の青色申告の承認申請書提出期限 *個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)申告期限
19	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
31	火	*1月決算法人の確定申告・納付期限
		*7月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税等(4期)の納付期限 （消費税年税額400万円超の4・10月決算法人） *個人事業者の消費税確定申告及び納付期限(振替納税は4月24日)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告納付期限について、令和2年4月16日（木）まで延長されることとなりました。振替納税日は変更になる可能性があります。